

身体的拘束最少化に取り組んでいます

当院では 原則として身体的拘束を行わない方針です。

患者さんの尊厳と主体性を尊重し、安全で安心できる医療・看護の提供に努めます。

職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を正しく理解し、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、下記の3要件をすべて満たす場合に、最小限の方法・時間で実施します。

身体的拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性** 患者さん本人または他の患者さん等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性** 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③ 一時性** 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

当院の取り組み

- 身体的拘束最少化チームを設置し、定期的な検討・ラウンドを実施しています。
- 身体的拘束に関わる用具について一元管理し、使用状況に基づき解除検討をしています。
- 身体的拘束の実施状況を把握し、定期的に見直しを行っています。
- ご家族や関係職種と連携し、患者さんの状態に応じたケアを提供します。
- 職員に対する研修を実施し、知識・技術の向上に努めています。

身体的拘束の実施状況（直近3か月間）

期間 (3か月)	病院全体	療養病棟	障害者病棟
2026年2月1日～2026年4月30日	5.3%	4.3%	2.8%

- 身体的拘束に関するご質問やご意見がございましたら、職員までお知らせください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※この掲示は、身体的拘束最少化推進体制加算の施設基準に基づき、院内掲示およびホームページに掲載しています。

